

子ども・子育て支援新制度



1

新制度の経緯

子ども・子育て関連3法（平成24年8月制定）

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部を改正する法律
- 関係法律の整備等に関する法律



平成25年8月 堺市子ども・子育て会議設置

平成26年7月 各種基準条例制定

平成26年10月 利用申し込み開始

平成27年4月 新制度施行

2

新制度の目的



質の高い学校教育・保育を総合的に提供

計画的な待機児童の解消、
教育・保育の質改善

地域の子ども・
子育て支援の充実



子どものための教育・保育給付

地域子ども・子育て支援事業

3

新制度の全体像

◎ 新制度による子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成される。

子ども・子育て支援給付

地域子ども・子育て支援事業

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

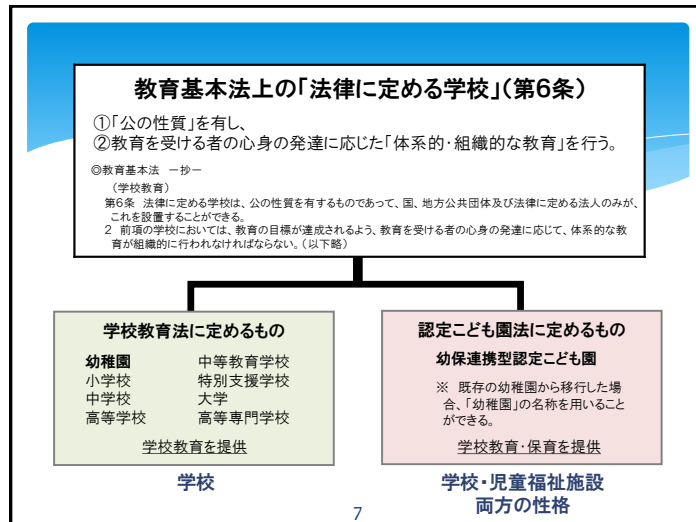
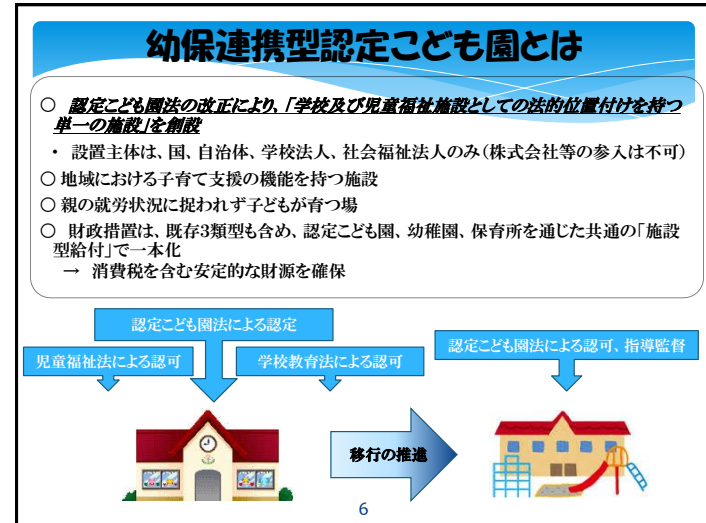
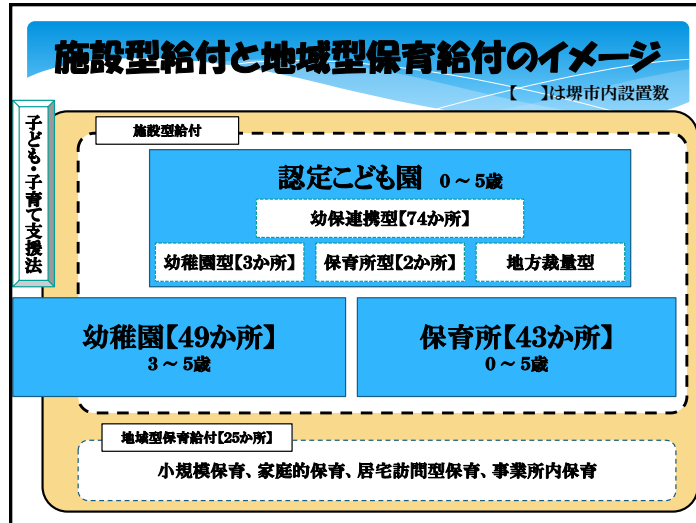
- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

児童手当

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ ファミリーサポートセンター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童クラブ
- ⑪ 妊婦健診
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業



4



幼保連携型とその他の認定こども園との比較

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型
性格	学校かつ児童福祉施設	学校(幼+保機能)	児童福祉施設(保+幼機能)
職員	保育教諭(幼教諭+保育士)	満3歳以上: 併有がのぞましい 満3歳未満: 保育士	満3歳以上: 併有がのぞましい 満3歳未満: 保育士 ※2・3号は保育士
給食の提供	2・3号: 義務 自園調理が原則(満3歳以上は外部搬入可)	2・3号: 義務 自園調理が原則(満3歳以上は外部搬入可)	2・3号: 義務 自園調理が原則(満3歳以上は外部搬入可)
開園日・時間	11時間開所 土曜日は原則開所	地域の実情に応じて	11時間開所 土曜日は原則開所

8

新制度の特徴【3歳未満向けの保育】

地域型保育事業

小規模保育
定員6人以上19人以下

家庭的保育
定員5人以下

居宅訪問型保育
原則1対1

事業所内保育
従業員枠＋地域枠の設定



9

新制度の特徴【保育の必要性の事由】

保育所などを利用する場合には、保育の必要な事由に該当することが必要。

《内閣府令に定められている保育を必要とする事由》

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、自営など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、傷害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧、求職活動、就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること 等



《堺市子ども・子育て支援法施行細則により追加》

- ◎ 保育所、認定こども園又は地域型保育事業での保育が可能な状況であり、かつ、保健福祉総合センター所長において子どもの発達支援のために特に必要であると認められること

10

新制度の特徴【支給認定①】

新制度では、保育の必要性の認定に応じ、認定証が交付されます。

年齢	保育の必要性	認定区分	教育・保育時間	利用できる施設
満3歳以上	なし	1号	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満3歳以上	あり	2号	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
3歳未満	あり	3号	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

11

新制度の特徴【支給認定②】

2・3号は、保育の必要量に応じて保育標準時間と保育短時間が認定されます。

- 1号：教育標準時間・・・1日4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間
- 2・3号：保育標準時間・・・1日最大11時間の間での必要となる保育時間
- 2・3号：保育短時間・・・1日最大8時間の中で必要となる保育時間



12

